

## 令和2年度12月補正予算2（知事専決処分）の概要

### 【補正規模】

(単位：百万円)

- ・ 現計予算額（12/18専決後） 1,083,242 (①)
- ・ 今回補正予算額 1,894 (②)

12月補正後予算額(①+②) **1,085,136**

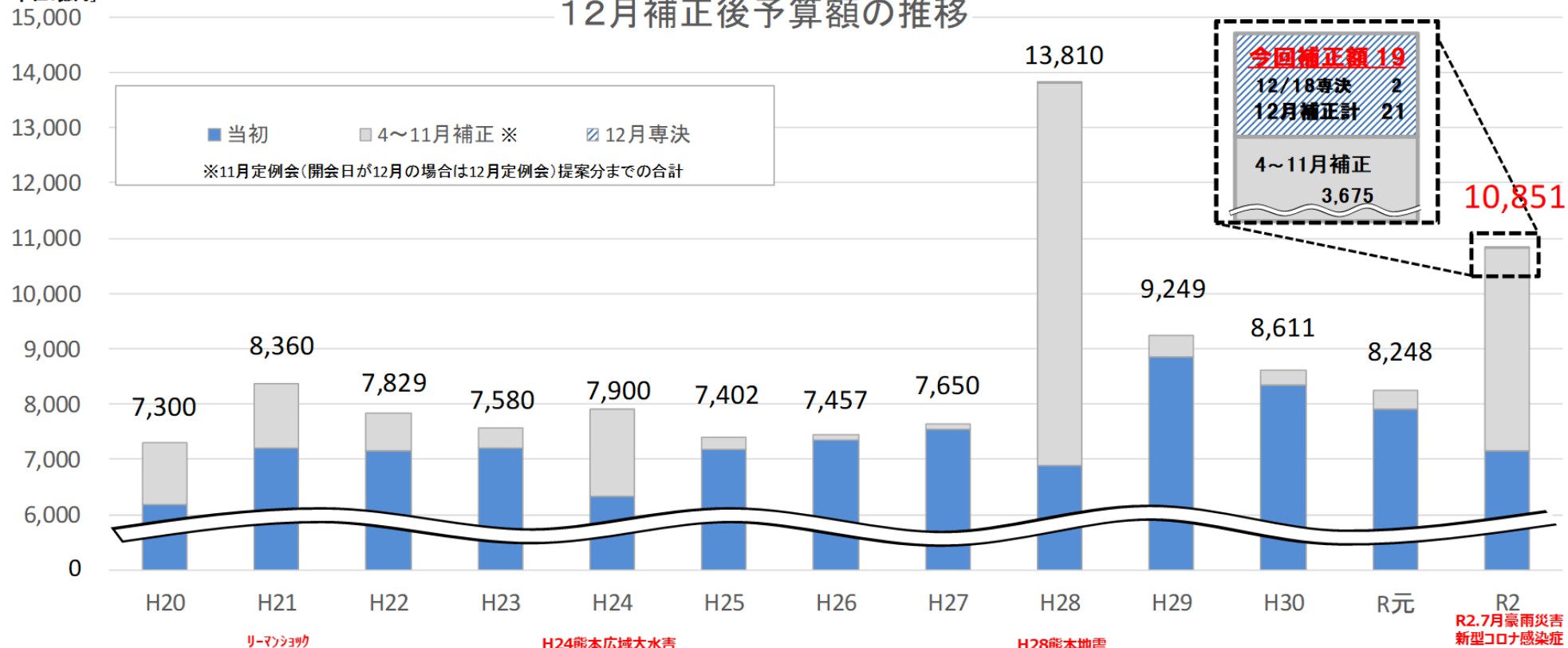
(補正額の財源内訳)

国庫支出金(※) 1,696 諸収入 198  
※コロナ臨時交付金

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

「単位：億円」

### 12月補正後予算額の推移



# 令和2年12月補正2（知事専決処分）後の予算の全体像

R2当初予算額 <b>7,155億円</b>	+	11月補正までの 補正額 <b>3,675億円</b>	+	12月補正(専決)額 <b>21億円</b> (うち今回補正額 <b>19億円</b> )	=	総額 <b>1兆851億円</b>
---------------------------	---	-----------------------------------	---	--	---	----------------------

## <新型コロナウイルス感染症関係(累計1,458億円)>

## <令和2年7月豪雨関係(累計1,453億円)> 令和2年度 (単位:百万円)

令和元年度	補正予算額 (単位:百万円)	
	補正予算額	一般財源 <sup>(※1)</sup>
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和2年度	補正予算額 (単位:百万円)	
	補正予算額	一般財源 <sup>(※1)</sup>
4月補正	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	<sup>(※2)</sup> 551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
計	139,996	505

令和2年度	補正予算額 (単位:百万円)	
	補正予算額	一般財源 <sup>(※1)</sup>
7月補正2(7/21専決)	29,050	6,775
8月補正1	8,682	22
8月補正2(8/21専決)	91,741	1,177
9月補正	3,000	3,000
10月補正(10/28専決)	799	169
11月補正	12,037	281
計	145,310	11,425

## <その他(骨格・肉付け等(累計8,004億円)>

令和2年度	予算額 (単位:百万円)	
	予算額	一般財源 <sup>(※1)</sup>
当初予算(骨格予算)	715,510	7,870
肉付け予算	82,912	13,788
うち6月補正1	11,572	3,633
うち9月補正	71,339	10,155
11月補正 <sup>(※3)</sup>	1,959	1,614
計	800,381	23,271

R元~2年度累計 (単位:百万円)		
累計	145,804	668

※1 一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載  
 ※2 全額が、令和2年7月豪雨関係分と重複  
 ※3 台風災害対応分(284百万円)及び熊本地震関連分(3百万円)含む

※この資料は、本日(12月29日)13時30分から開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で配布された資料と同じものです。

# 営業時間短縮要請に伴う事業者支援

## 【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額18億94百万円 ( - )  
営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

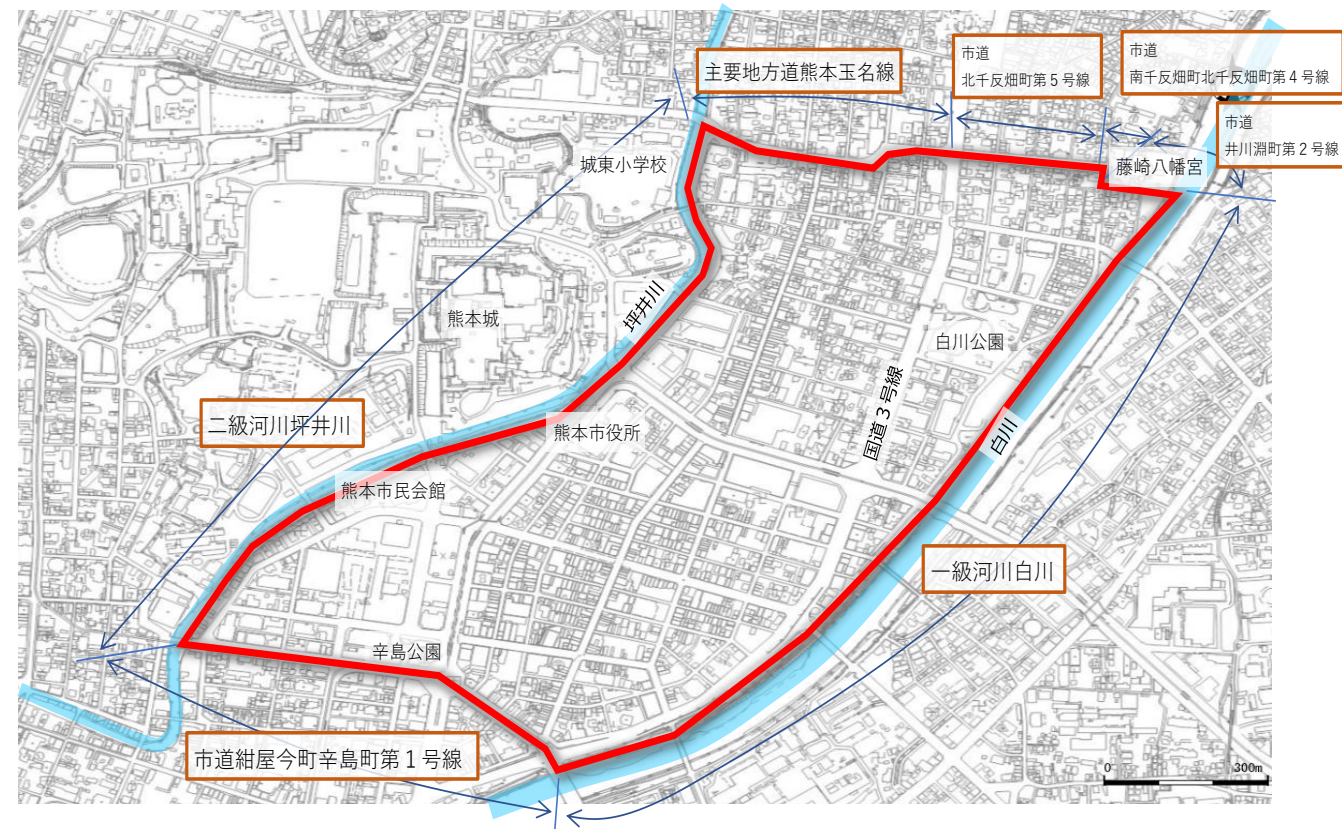
- 県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、午後10時以降も下記区域内で酒類の提供を行う飲食店等を営業する者に対し、12月30日(水)から1月11日(月)までの全期間、**営業時間を午後10時までに短縮することを要請**
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた者に対して、**原則52万円の協力金を支給**  
※遅くとも1月2日から営業時間の短縮を開始し、1月11日まで行った事業者が対象。その場合、4万円に1月1日までの午後10時を超えて営業した日数を乗じた額を差し引く。

<要請の概要>

- 1 内容:  
**営業時間を午後10時までに短縮すること**
- 2 対象者:  
酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店を午後10時以降も営業する者  
(キャバクラ、ホストクラブなど接待を伴う飲食店やバー、居酒屋に加え、酒類を提供する一般的な飲食店やカラオケ店)
- 3 区域: 右図のとおり
- 4 期間:  
**12月30日(水)～1月11日(月)(13日間)**

<協力金>

- 1 コールセンター: **096-333-2828**  
(～1/11まで)
  - ・平日 ⇒ 9:00～19:00
  - ・土日祝日(年末年始含む) ⇒ 9:00～17:00
 (1/12以降)
  - ・平日 ⇒ 9:00～17:00
  - ・土日祝日 ⇒ 休み
- 2 申請期間: **1月12日(火)～2月26日(金)**



※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、市と連携して事業を実施 (負担割合: 国8/10、県1/10 [コロナ臨時交付金]、市1/10)